## 3. 防災対策事業の取り組み

**○今年度の主な事業は？**

町では、災害に強いまちづくりを推進するため、次の事業を実施していきます。

**①防災備蓄倉庫設置事業**

防災備蓄倉庫はこれまで役場庁舎、総合体育館・アタゴ記念館、各小学校の敷地に設置していましたが、今年度から各中学校の敷地にも順次設置し、食糧品（ビスケット）、毛布、救急工具セット、発電機、かまどセット、ヘルメットなどを備蓄する予定です。

**②自主防災組織資機材貸与事業**

町内に設立されている自主防災組織の訓練活動を支援するため、災害発生時に必要とされる資機材を町で購入し、各組織に貸与することで地域の消防防災力を強化していきます。詳しくは、本誌5ページをご覧ください。

**③災害時生活用水協力井戸募集事業**

大規模地震の発生後などは、水道管網の損壊等により、長期間にわたり断水状態になることが想定されます。断水状態では、各家庭で飲用水や飲用以外の生活用水（トイレ、洗濯、清掃等）が不足し、不便な生活を強いられます。

そこで、災害時に飲用以外の生活用水を地域住民等へ提供していただける井戸の所有者を募集します。個人や事業所等が日ごろから使用している井戸を「災害時生活用水協力井戸」として登録していただくと、標示プレートを交付しますので、見やすい場所に設置していただきます。併せて、ホームページでの公表や自主防災組織への情報提供も行います。

**④ガスバルク発電システム設置事業**

災害時の避難所電源確保対策として、総合体育館・アタゴ記念館と各小・中学校の計10カ所にＬＰガスによる発電システムを設置します。この発電システムにより、避難所等が停電の場合でも、最低限の照明や炊事、電気製品等への電源の確保ができるようになります。

**⑤防火水槽修繕事業**

町内には645基の防火水槽があります。防火水槽は常に一定量の水を保ち、火災発生時には複数の消防ポンプ車へ水を供給することのできるとても重要な水利です。町では、深谷市消防本部とともに防火水槽や消火栓などの消防水利を定期的に点検し、老朽化等により修理が必要な水利に対応していきます。

**⑥女性消防サポーター事業**

町では、地域の消防防災力の向上を図るため、5月1日に寄居町女性消防サポーターを委嘱しました。今後、さまざまな研修等を重ね、地域の防災リーダーの一員として防災訓練等に参加し、自主防災組織、消防団、地域支えあいの会の皆さんと連携していきます。

**⑦災害時の協定の拡充**

町内では避難所として小・中学校やコミュニティセンターなど20カ所を指定していますが、場所によっては自宅から距離があり、避難所までの移動に困難を伴う方が想定されます。そのため、町内にある30以上の寺院のうち、本堂などの施設を一時的な避難所として利用させていただくための協力依頼や、各避難所での生活が困難な高齢者や障害者などの方が避難する「福祉避難所」についても、町内の福祉施設に対して協力依頼をし、災害時の協定の拡充を進めていきます。

## 4. 災害時の防災情報等の伝達

災害発生時の情報伝達の方法として、防災行政無線放送のほか、事前登録者に対する携帯電話へのメール配信サービスや、事前の登録がなくても町内にいる方を対象に行われる緊急速報メール配信などを通して防災情報を発信していきます。また、4月24日から始まりましたテレビ埼玉のデータ放送でも、災害時の情報を発信していきます。

**○防災行政無線テレホンサービス**

防災行政無線の内容が聞き取りにくいときや再確認したい場合には、フリーダイヤルの「防災行政無線テレホンサービス」をご利用ください。

放送後30時間経過するまで、または次の放送が流れるまで聞くことができます。県内であれば携帯電話でもご利用いただけます。

**☎0120・048・392（ないようは・さいかくにん）**

**○メール配信サービス**

携帯電話等へのメール配信サービスです。配信を希望される方は、カメラ付き携帯電話等のバーコード読み取り機能で、ＱＲコードを読み取ってください。「携帯電話用」の方は、空メールを送信してください。配信する内容は次のとおりです。

なお、夜間等に発生した火災情報については、配信されないこともあります。

①防災情報（地震、洪水、土砂災害等）
②防犯情報（不審者、振り込め詐欺等）
③火災情報
④防災行政無線放送
⑤行政情報（イベント、観光等）
⑥その他緊急情報（熱中症、迷い人等）

携帯電話用

スマートフォン用



**○緊急速報メール配信**

携帯電話会社3社（ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ、ソフトバンクモバイル）との契約により、災害時に町からの情報が一斉に配信されます。こちらは、事前登録の必要はありません。

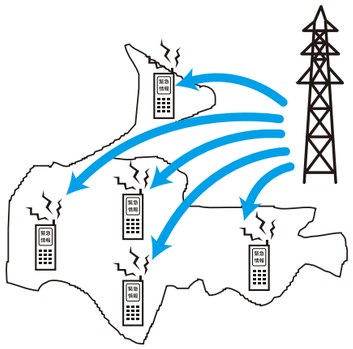


**○テレビ埼玉データ放送サービス**

緊急時に、テレビ埼玉のデータ放送で町からの情報を発信します。データ放送の利用方法は、本誌8ページをご覧ください。

## 5. 自主防災組織 防災資機材貸与事業

地域の消防防災力の向上を目的として、町内各地に設立されている自主防災組織に対し、災害時等に必要と想定される資機材を一定期間貸与し、地域の防災訓練等に活用していただきます。

この事業は、平成25年度から3年間実施する予定です。

**○事業の対象は？**

町内に設立されている自主防災組織が対象となります。現在、67行政区のうち63行政区で設立されており、各地域で積極的な活動が展開されています。

**○どんな資機材が貸与されるの？**

自主防災組織に貸与される資機材は次のとおりです。

| 品　目 | 数量 | 品　目 | 数量 |
|---|---|---|---|
| 発電機 | 1 | 備蓄用毛布 | 10 |
| リヤカー | 1 | ロープ | 1 |
| 担架 | 1 | かけや | 1 |
| 照明器具（三脚付） | 1 | 土のう袋 | 100 |
| コードリール | 1 | シート | 1 |
| 懐中電灯 | 1 | ラジオ | 1 |
| 拡声器 | 1 | 工具セット | 1 |
| ヘルメット | 5 | かまどセット | 1 |
| 救急箱 | 1 | 防災倉庫（１坪程度） | 1 |

**○貸与期間は？**

資機材の貸与期間は5年間とし、その後は各組織に無償譲与します。この資機材を活用した訓練状況等について、運営費補助金報告に加えて毎年報告をしていただきます。

**○どんなときに使用するの？**

自主防災組織で行う防災訓練を始め、地域の老人クラブ、ＰＴＡ、スポーツクラブ等が自主防災組織代表者の了承のもと、公共性が高く、資機材の使用訓練等に効果があると判断された催し等で活用していただきます。

**○自主防災組織がすることは？**

資機材の貸与を希望する自主防災組織は、1坪程度の防災倉庫を設置できる場所の確保が必要となります。公会堂の周辺など、地域の方にとってわかりやすい場所が望ましいです。また、資機材の保管等について、十分に注意していただく必要があります。

**◆「自助・共助・公助」**

防災・減災対策には「自助・共助・公助」が大切です。「自助」は自らの命は自分で守ること、「共助」は近隣住民が助け合って地域の安全を守ること、「公助」は「自助」「共助」では解決が困難な地域や個人の取り組みを行政が支援することを言います。

次の図は、町で災害が発生したときに、各組織が互いに連携していく体制を表しています。
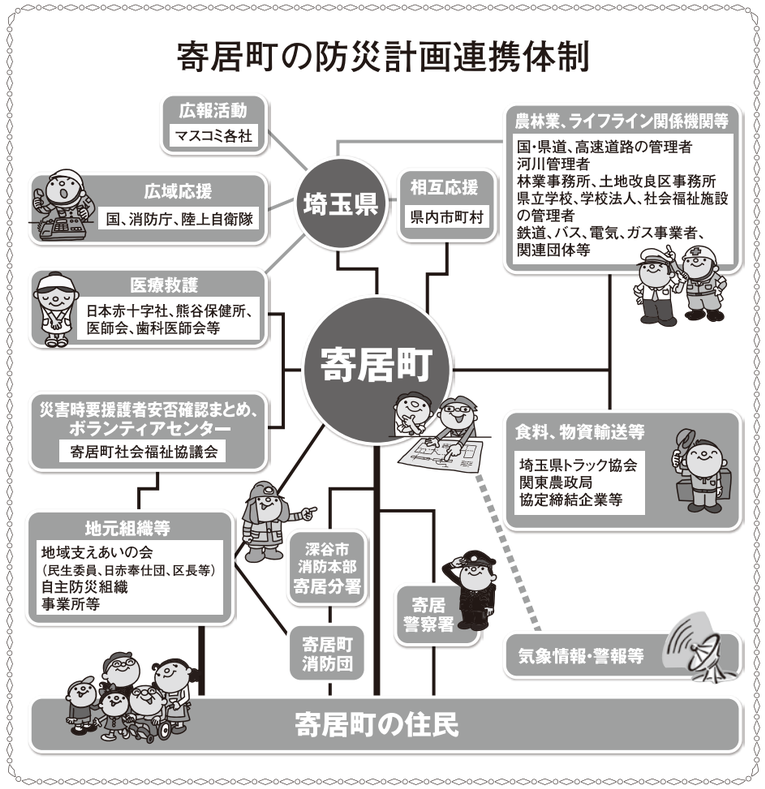
**問い合わせ**／総務課（☎581・2121内線313）へ。